

構成

- 前文
- 第1章 総則（目的、定義、基本理念、責務、役割など）
- 第2章 推進体制の整備（体制整備、基本計画、人材育成・支援など）
- 第3章 基本的施策
  - ・性暴力の予防、早期発見（予防教育等の推進、被害の早期発見）
  - ・被害者等への支援（相談体制の整備、被害者等への支援など）
  - ・性暴力のない社会の構築（性暴力加害の防止、理解促進・気運醸成など）
- 第4章 雑則（個人情報等の適正な管理）
- 附則（施行期日、条例の見直し）

前文

条例制定の背景や被害者等支援と性暴力根絶の必要性などを明確にし、県民等に分かりやすく伝えるため、条項の前に前文を置くこととします。

条例制定の背景

- ・国、県における人権が尊重される社会の実現に向けた取組の一方、人権侵害行為である性暴力が身近に存在
- ・性被害に対する偏見や無理解等による二次被害や声を上げたくても上げられない被害者も存在

被害者支援と性暴力根絶の必要性

- ・性暴力が与える長期にわたる深刻な影響、子どもへの重大な影響

条例で県が取り組むべきもの

- ・被害の予防・早期発見、被害者等への支援、県民の理解促進や加害防止など性暴力のない社会の構築

めざす姿の実現

- ・性暴力を根絶、県民がお互いに尊重し、愛し合い、安全で安心して暮らせる社会の実現

第1章 総則

目的	本条例によるめざす姿と、それを達成するための県の方向性を示します。 ○性暴力の根絶に寄与し、県民誰もが安全で安心して暮らすことができる社会を実現
定義	本条例において、基礎的かつ重要な用語について定義します。 ○性暴力 性犯罪、性的虐待、配偶者等性暴力、デートDV、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント、性的脅迫、デジタル性暴力、アスリート等盗撮その他特定の者の身体又は精神に対し、接触的若しくは非接触的なものにかかわらず、その者の同意(自由な意思により自発的に与えられるものをいう。)がなく行われる性的な行為であって、その者の性的な問題を自ら決定する権利又は性的な問題に関する身体、自由、精神、尊厳その他その者の権利利益を害する行為 ○アスリート等盗撮 着衣の有無にかかわらず、性的な意図をもって同意を得ることなく、かつ、正当な理由なくひとの姿態又は部位を撮影する行為 ※他に「性犯罪」「性的虐待」「配偶者等性暴力」「デートDV」「ストーカー行為」「セクシュアル・ハラスメント」「性的脅迫」「デジタル性暴力」等を定義します。
基本理念	本条例の目的を実現するための基本理念を規定します。 ○性暴力の禁止、性被害への誤った認識や被害者等への差別・偏見の払拭、二次被害の防止 ○関係機関との緊密な連携の下、被害者等の尊厳を尊重し適切に支援、予防教育や早期発見、早期支援により子どもを性暴力から保護 など
県の責務	本条例の目的を実現するため、県の責務を規定します。 ○性暴力被害の予防・早期発見、被害者等支援、性暴力加害防止及び性暴力根絶に向けた県民の理解促進に関する施策を総合的に策定し、実施 ○性暴力の根絶等に関する施策の策定及び実施にあたり、関係機関等との緊密な連携
県民市町学校等事業者医療機関民間支援団体の役割	本条例の目的を実現するため、県民、市町、学校等、事業者、医療機関、民間支援団体の役割を規定します。 ○県民は、性暴力根絶への理解促進に努め、性暴力を傍観することなく、被害者の立場に立った支援に向けて取り組むよう努めるよう規定 ○市町は、条例に定める目的の実現に向けた取組の推進、住民の理解促進に努めるよう規定 ○学校等は、性暴力被害を予防するための教育・啓発の推進及び早期発見に努めるよう規定 ○二次被害防止、性暴力被害者等が必要な支援を受けられるよう配慮に努めるほか、性暴力加害者に対する相談勧奨等、性暴力発生防止に向けた県の施策に協力するよう規定 ○医療機関は、証拠保全への協力、被害者等に対する回復の支援等に関する情報の提供等に努めるよう規定 ○民間支援団体は、性暴力被害者等の支援に関する知識及び経験を活用し、支援に努めるよう規定

第2章 推進体制の整備

推進体制の整備 基本計画 人材の育成・支援 市町に対する支援	本条例に基づく施策の推進に必要なものとして、体制の整備、基本計画の策定、人材育成・支援、市町に対する支援について規定します。 ○条例に基づく施策を総合的かつ効果的に推進するために必要な体制の整備 ○条例に基づく施策を計画的に推進するための計画の策定 ○条例で基づく施策の推進に必要な人材の育成及び関係機関への支援 ○市町の取組の推進に向けた、情報提供、助言その他必要な支援
---	--

第3章 基本的施策

本条例の目的を実現するため、基本理念を踏まえた総合的な基本的施策に県が取り組むことを規定します。

性暴力の予防、早期発見

予防教育等の推進	○学校等における性暴力被害を予防するための教育や県民等に向けた啓発の推進
性暴力被害の早期発見	○性暴力被害の早期発見・適切な対応に必要な措置

被害者等への支援

総合的な相談体制の整備	○性暴力被害者等の相談体制の整備と関係機関との連携 ○あらゆる相談者からの相談体制の整備
被害者等への支援	○性暴力被害者等の被害からの回復等に必要な支援
三重県犯罪被害者等支援条例への委任	○被害者等支援についてはこの条例のほか、三重県犯罪被害者等支援条例で規定 ○支援条例に基づく取組にあたっては性暴力の特性に応じて取組を推進

性暴力のない社会の構築

性暴力加害の防止	○性暴力加害者からの相談窓口の設置と加害防止に必要な措置 ○子どもによる加害防止に必要な支援
県民の理解促進と気運醸成	○性暴力に対する県民の理解促進と根絶に向けた気運醸成
性暴力のない環境の整備	○性暴力が発生しない環境づくりに関する情報提供その他必要な措置 ○性暴力の発生を阻止するために必要な措置
性暴力のない社会を考える週間	○理解促進・気運醸成に向けた集中取組期間の設定

その他

- 第4章雑則において、条例に基づき取得した個人情報の適正な管理について規定
- 附則において、条例施行後、適当な時期における条例の見直しについて規定